

## 検討委員会の公開について

八戸市の附属機関の会議については、「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」の第２「会議の公開基準」において、原則公開することとなっている。

また、会議を公開するか否かについては、第３「会議の公開又は非公開の決定」において、附属機関等の長が会議に諮って決定することとされている。

### 事務局案

- ① 会議は、原則として公開する。
- ② 傍聴者は、会議で発言することはできない。
- ③ 会議における発言は、会議録として記録される。
- ④ 会議録は公開する。なお、会議録には氏名等は表記しない。
- ⑤ 委員名簿は、氏名のみを公開する。
- ⑥ その他詳細については、「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」のとおりにする。